

平成 20 年 11 月 (制定)  
平成 21 年 3 月 (改定)  
平成 22 年 3 月 (改定)  
平成 25 年 3 月 (改定)

「地域安全学会論文賞」、「地域安全学会論文奨励賞」および「地域安全学会年間優秀論文賞」  
審査要領

地域安全学会学術委員会

1. 授賞対象者

- 1) 「地域安全学会論文賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」(研究発表会(秋季)査読論文および電子ジャーナル査読論文)に掲載された論文の著者で地域安全学会会員であり、原則として筆頭著者および共著者全員とする。
- 2) 「地域安全学会論文奨励賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」に掲載された「研究発表会(秋季)査読論文」の筆頭著者でかつ研究発表会で発表を行なった者であり、研究実施または論文作成において指導を受ける立場にある 40 歳(当該年度 4 月 1 日時点)未満の者とする。ただし、実務者等は研究歴等を考慮し年齢規定を緩和することもある。再受賞は認めない。
- 3) 「地域安全学会年間優秀論文賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」(研究発表会(秋季)査読論文および電子ジャーナル査読論文)に掲載された論文の著者で地域安全学会会員であり、原則として筆頭著者とする。
- 4) 「地域安全学会論文賞」と「地域安全学会年間優秀論文賞」の審査対象論文は、当該年度に発刊される地域安全学会論文集に合本された論文とする。

2. 審査方法

- 1) 学術委員会委員全員、および学術委員長が委託する若干名から構成される審査会が審査を行なう。
- 2) 審査は、当該論文の新規性、有用性、完成度を評価の対象として、これを行う。ただし、「地域安全学会論文奨励賞」については、研究発表会当日の発表、質疑への応答を評価の対象として加える。
- 3) 審査の実施細目は別途定める。

3. 表彰

- 1) 賞は「地域安全学会論文賞」、「地域安全学会論文奨励賞」および「地域安全学会年間優秀論文賞」と称する。
- 2) 「地域安全学会論文賞」の表彰は、賞状並びに記念メダルを贈り、これを行なう。
- 3) 「地域安全学会論文奨励賞」の表彰は、賞状並びに記念メダルを贈り、これを行なう。
- 4) 「地域安全学会年間優秀論文賞」の表彰は、賞状を贈り、これを行なう。
- 5) 表彰は選考された次年度の総会で行なう。